

第3章 分野別の基本方針

1. 土地利用

〔基本的な考え方〕

都市の機能性、持続性及び利便性の向上を目的として、既存の都市機能の再整備による活用や充実により既成市街地での多様な都市機能の集積を図るため、主要用途の配置方針を定めます。

主要用途の配置に当たっては、自然環境との調和や地域の特性に配慮し、町域の土地利用を大きく市街地と非市街地（市街化調整区域^{*}）に区分して適正に配置します。

なお、人口の維持を重要な課題とし、立地適正化計画^{*}や土地利用基本計画^{*}により整備や整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細やかな土地利用の誘導を図ります。

土地利用の区分		
市街地	商業系地域	近隣商業地
		沿道サービス地
	住宅系地域	複合住宅地
		専用住宅地
	工業系地域	工業集積地
		軽工業・業務地
非市街地 (市街化調整区域 [*])	保全区域	
	森林区域	
	農業区域	
	集落区域	
	特定区域	

1-1.市街地の土地利用方針

① 土地利用の方針

市街地の区域は、将来像を踏まえて現在の市街化区域を基本とし、計画的な市街地形成が確実に行われる見込みのある地区で市街地の拡大を図るものとします。

市街地では、商業や住宅、工業系の地域を次のように配置し、機能的な都市基盤の形成を図ります。

a.【商業系地域】

近隣商業地	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地区です。 J R 福崎駅周辺や新町地区、辻川地区を住商複合の近隣商業地として位置付け、地域に密着した商業地機能の整備を進めます。特に J R 福崎駅周辺整備に合わせて新たな商業施設の誘致を図り、都市機能誘導区域*として設定します。さらに姫路市と連携した連携生活拠点区域*の設定を検討します。
沿道サービス地	沿道サービス機能を併せ持つ住商複合地区を、現況の商業施設の分布状況を考慮しながら、主要な幹線道路の沿道に配置します。福崎町役場周辺は官公庁や金融機関が立地しており、都市機能誘導区域*を設定します。

b.【住宅系地域】

複合住宅地	住環境の確保とともに、一定規模の商業施設など賑わい施設との共存を許容していく地区です。 商業地周辺及び区画整理推進地区を複合住宅地として位置付け、小規模な商業施設等の立地を許容した住宅地を形成します。また、現行の準工業地域については、住工混在の純化を図るため住宅地利用の多い地区を複合住宅地として位置付けます。 また、J R 福崎駅周辺は、公共交通機関利用者や近隣住民の利便性施設の整備された住宅地及び来訪者に対する交流拠点として、“まちの顔”と位置づけ、本町の玄関にふさわしい土地利用を進めます。
専用住宅地	複合住宅地区の周辺に専用度の高い住宅地を配置し、住環境の保全を図ります。また、計画的に開発された住宅地についても、専用住宅地として位置付けます。 市街化区域内の農地等の未利用地については、民間開発の誘導などにより、良好な住宅地の供給を図ります。

c.【工業系地域】

工業集積地	中国縦貫自動車道南側の東西 2 ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地と福崎町東部工業団地を工業集積地として位置づけ、工業団地の拡張も視野に入れながら、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。
軽工業・業務地	既存の土地利用形態から、住居系・工業系の混在が見うけられる準工業地域を軽工業・業務地として位置付けます。工場の立地が減少する等、土地利用の転換が見られる地区については、住宅系の用途への変更を検討します。

② 土地利用方針の変更検討箇所

これまでの事業の進捗や今後の事業進捗の見込み、現在の土地利用の現状を踏まえて、下記に示す区域については、これまで位置付けてきた土地利用方針の変更を検討します。

【ＪＲ福崎駅周辺】

平成 26 年度から福崎駅周辺整備に着手しており、今後整備に合わせて新たな商業施設の誘致を図ることから、福崎駅南側の専用住宅地の一部を近隣商業地に変更します。また、県道甘地福崎線の改良工事に伴い、沿道利用の促進を図るため、専用住宅地を近隣商業地に変更します。

将来的に福崎駅に繋がる都市計画道路*として沿道利用の促進を図るため、都市計画道路福崎駅田原線沿道の専用住宅地を近隣商業地に変更します。

【都市計画道路中島井ノ口線沿道】

平成 24 年度に全線開通した（都）中島井ノ口線の整備に伴い、中国縦貫自動車道以南の東側沿道の宅地化を促進し、より沿道利用を図ることが可能となるよう複合住宅地から沿道サービス地への変更を検討します。西側沿道の集落地域は、市街化区域編入も視野に入れた計画的な土地利用の推進により魅力ある土地利用として沿道サービス地への利用を検討します。農用地区域については、高付加価値作物の作付け、販売などの検討を行います。

西田原地区の井ノ口交差点南付近は、店舗と住宅の混在状態となっているため、専用住宅地から複合住宅地への変更を検討します。

【工業団地周辺】

福崎工業団地・福崎企業団地及び福崎町東部工業団地周辺は、工業団地の拡張を目的として、新たに市街化区域に編入することを検討しており、これらの区域については、工業集積地として位置付けを検討します。

【福崎インターチェンジ周辺】

福崎 IC 周辺はこれまで商業地として位置付けられていましたが、福崎 IC 周辺を新たに商業集積地として整備する計画が無いことから、現状の土地利用を踏まえ、各種用途の建築物の混在を避けるため、南部は軽工業・業務地、北部は沿道サービス地と複合住宅地にそれぞれの用途に適した適切な用途誘導を図ります。

1-2.市街化調整区域*の土地利用方針

① 土地利用方針

市街化調整区域*については、福崎町土地利用基本計画で土地利用の方針を定め、市街地との調和を図りながら、整備、保全します。

■ 市街化調整区域の土地利用区分

保全区域：良好な自然環境を保全する区域

－ 守りたいまちの資源（神社、大樹、伝統家屋など）

森林区域：森林としての地域環境の形成を図る区域

－ 大切な自然として保全すべき山や川

農業区域：農業の振興を図る区域

－ 農業振興地域の農用地区域を中心とした区域

集落区域：良好な住環境を保全又は形成する区域

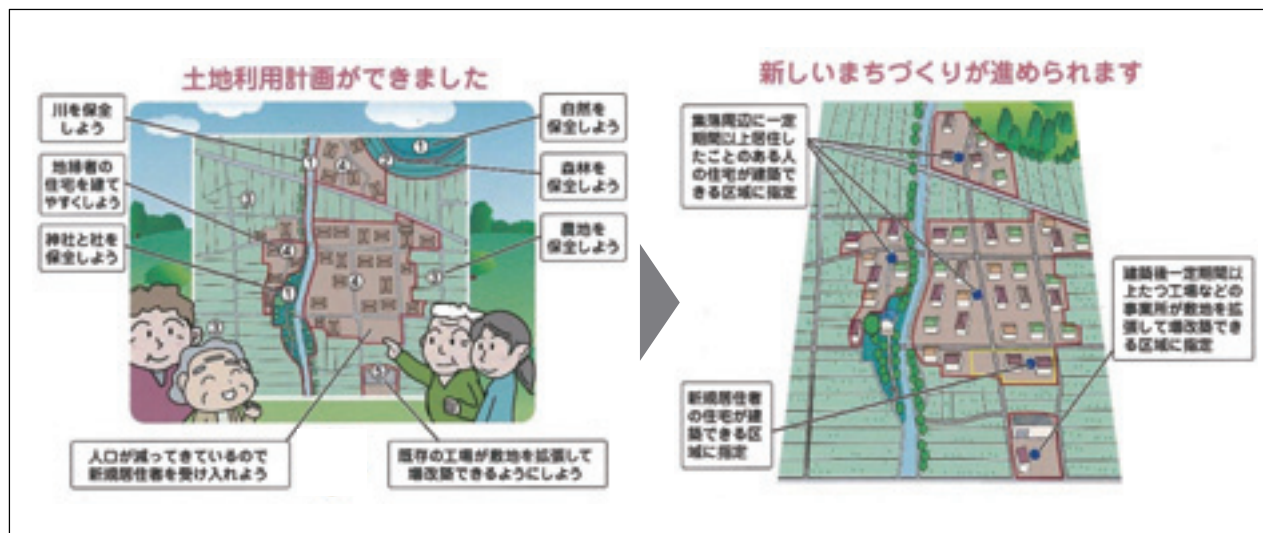
－ 地縁者住宅、新規居住者住宅、小規模事業所の区域

特定区域：地域の活性化に資する特定の用途の建築物を整備・開発する区域

－ 工業系の特定区域、公共施設系の特定区域 など

集落区域や特定区域については、特別指定区域制度*や地区計画制度*を活用しながら計画的に土地利用を誘導します。

■ 集落区域のまちづくりのイメージ



② 集落活力維持の考え方

市街化調整区域*は市街化を抑制すべき区域で、良好な自然環境及び優良な農用地等を含む区域です。地域の特性にあったコミュニティ機能の維持、地域活力の再生や住環境の改善・誘導及び既存事業所の拡張・用途変更など都市機能の強化に資する計画については、調整区域の枠組みを維持しつつ、地域に必要な建築物かを十分に勘案し、適切な範囲・内容で計画的な土地利用を図っていきます。

また、特別指定区域制度*を活用し、既に地縁者住宅区域を指定している集落では、必要に応じて区域の見直しを行い有効な土地利用を促進するとともに、活力が低下しつつある区域の活性化に努めるため、人口減少集落における新規居住者の住宅区域の新たな指定など、区域の充実を図ります。

集落名	昭和 47 年 人口	最盛期の人口		平成 27 年 人口	最盛期からの 人口増減
		年	人		
長目	300	平成 17 年	357	315	-42
中島	617	平成 27 年	864	864	0
西光寺	610	平成 22 年	1,160	1,131	-29
八反田	298	平成 17 年	372	355	-17
吉田	303	平成 27 年	417	417	0
西野	427	昭和 47 年	427	382	-45
井ノ口	306	昭和 47 年	306	296	-10
北野	307	平成 17 年	319	281	-38
大門	838	平成 17 年	1,087	1,013	-74
加治谷	236	昭和 47 年	236	225	-11
亀坪	54	昭和 47 年	54	40	-14
南大貫	324	平成 12 年	441	352	-89
東大貫	427	昭和 47 年	427	289	-138
西大貫	393	昭和 60 年	402	320	-82
余田	669	昭和 47 年	669	617	-52
小倉	195	昭和 47 年	195	127	-68
庄	801	平成 7 年	839	771	-68
鍛冶屋	339	平成 17 年	528	489	-39
馬田	928	昭和 60 年	1,109	899	-210
山崎	1,174	昭和 60 年	1,434	1,139	-295
福田	924	昭和 60 年	1,133	1,100	-33
板坂	460	平成 22 年	501	465	-36
桜	202	平成 7 年	229	211	-18
長野	278	昭和 60 年	290	239	-51
神谷	207	平成 22 年	209	197	-12
西谷	268	昭和 60 年	293	214	-79
西治	820	平成 12 年	1,176	1,135	-41
高橋	285	平成 7 年	316	294	-22

2. まちの基盤（便利・快適）

2-1. 公共交通・道路・都市計画道路*

〔基本的な考え方〕

環境や交通弱者へ配慮し、安全かつ快適な交通ネットワークにより利便性が向上した道路交通網づくりを行います。公共交通は、ＪＲ播但線や路線バス及びコミュニティバス*の利用増進を図ります。安全で円滑な交通処理を行うとともに、地域活性化を促し地域相互の交流を深める体系的な道路網・ＪＲ福崎駅などへの交通結節点の整備やコミュニティバス*の再編を目指します。だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化*を進めます。今後は、「道路橋長寿命化修繕計画*」及び「道路ストック総点検*」に基づき、計画的かつ効率的な道路などの整備及び維持修繕を実施します。

都市計画道路*は、都市計画決定*後長期間を経ても事業化に至っていない路線について、平成 26 年度に一部の路線の見直しを行いました。今後も柔軟な都市計画の運用を目指し、実現可能な整備を検討します。

2-1-1.公共交通

(1) 鉄道（ＪＲ福崎駅の利用促進）

駅前広場や周辺道路、駐車場、密集市街地への対応も含めた駅周辺整備に取り組むとともに、バス等公共交通機関との連携による公共交通結節点機能*及びネットワークの強化を行い、公共交通機関の利用を促進します。

また、福崎工業団地周辺での朝夕の交通渋滞解消にむけて、通勤者に鉄道利用を考慮してもらうため路線バス運行社会実験を平成 28 年 4 月から 1 年間実施し、利用状況を見極めながらフィーダーバス*導入施策を検討し、町外へのアクセス手段の充実も含めた取り組みを推進します。

平成 28 年 3 月には、ICOCA 及び自動改札が導入されたことから、通勤・通学や旅行客の利用増進に努めます。

(2) 路線バス、コミュニティバス*

事業者と協力しながら姫路～北条間を結ぶ路線バス路線の維持確保を図ります。

また「交通弱者（高齢者等）の足」という観点からスタートしたサルビア号は、年間利用者が 1 万人を超え、コミュニティ交通としての認知も定着しつつあります。一部デマンド*区間を除いて利用者は年々増加傾向にあり、更なる増加のために路線再編を検討します。

立地適正化計画*策定に合わせ地域公共交通網形成計画の策定を検討するとともに、コミュニティバス*の利便性向上と利用促進を図ります。利便性向上策としては、ニーズを把握しながらのルートや行き先等の変更、待合環境の改善、バスの見える化を進めるために簡易型バスロケーションシステム*の導入などを検討します。また利用促進策としては、広報誌による啓発や、事業者と協力しながら学校や地域で乗車体験や公共交通の役割周知などを行い、地域でバスを支える意識の連携強化を行います。

また、コミュニティバス*を利用した買い物難民対策を検討します。

さらに今後は観光振興、福崎駅乗降客増加対策、交通弱者対策等の観点から「広域・地域連携交流軸」でネットワークの再編成について検討します。

2-1-2. 道路・都市計画道路*

(1) 道路ネットワークの基本構成

道路機能からみた道路のネットワークの基本構成を次のように定めます。

■ 道路の機能からみた分類一覧

道路の機能からみた分類			道路名称
道路	幹線道路	・広域幹線道路 ※広域的な交通を担う路線	・中国縦貫自動車道（自動車専用道路） ・播但連絡道（自動車専用道路） ・国道 312 号振替ライン ・県道三木穴栗線〔（都）大門西治線〕
		・圏域幹線道路 ※周辺市町をつなぐ地域間の交通を担う路線	・県道甘地福崎線～町道駅南幹線～（都）高橋西治線 ・県道西田原姫路線 ・県道中寺北条線 ・県道前之庄市川線～町道西治長野線 ・町道東大貫溝口線〔（都）西光寺高橋線〕～東西延伸ルート ・町道中島長目線～町道中島八幡線 ・町道大門鍛冶屋線～町道大門山田線
		・地域幹線道路 ※町内をつなぐ地域内の交通を担う主要な路線	・県道甘地福崎線～国道 312 号 ・県道田口福田線 ・（都）福崎駅田原線 ・（都）辻川北野線 ・町道田尻辻川線 ・町道中道線 ・福崎駅前～辻川界限ルート（新規） ・辻川界限～県道三木穴栗線ルート（新規）
	その他の道路	・主要区画道路 ※区画道路等から幹線道路等へ導く路線	
		・区画道路 ※宅地への接続路線	
交通広場*等		・駅前広場・交通広場* ※交通施設相互を結節する広場	
		・道の駅 ※休憩・情報発信・地域振興施設	

(2) 道路の整備方針

先に掲げた道路のネットワークを構築するため、今後は次に示す道路の整備に取り組みます。

(3) 幹線道路

① 広域幹線道路

【国道 312 号振替ライン〔（都）中島井ノ口線～（都）西光寺高橋線～（都）高橋西治線〕】

国道 312 号については、安全対策や防災ネットワーク^{*}としての機能・機動性強化が望まれています。市街地内での道路拡幅が困難な状況であるため、（都）中島井ノ口線～（都）西光寺高橋線～（都）高橋西治線を国道 312 号に振り替えるよう国・県への要望や調整を図ります。

（都）中島井ノ口線は、通過交通^{*}を適切に誘導し、新たな商業ゾーンへのアクセス道の役割を担います。（都）西光寺高橋線は市川橋梁部の整備を検討します。福崎工業団地進入交差点部南では朝の通勤時の渋滞が著しく、国道以外からの工業団地への進入対応の検討を県や姫路市などと調整しながら検討します。

【県道三木穴栗線〔（都）大門西治線〕】

県道三木穴栗線〔（都）大門西治線〕は、都市間を結ぶ広域交通の東西路線としての機能を担う主要地方道で、加西市や姫路市など東西の周辺市町との連絡とともに、町内拠点地区間相互の連絡やインターチェンジへのアクセスルートとしての役割を担っています。

中播磨地域社会基盤整備プログラムに基づき、東大貫工区や西治地区の歩道未整備区間の危険解消に向けた取り組みを要望します。また、福崎町役場付近や田尻交差点付近の渋滞解消にむけ、右折レーン整備等道路の拡幅・改良を要望します。また、平成 27 年 9 月に開通した中国縦貫自動車道夢前スマート I C^{*}へのアクセス向上のための整備を検討します。

② 圏域幹線道路

【県道甘地福崎線～町道駅南幹線～（都）高橋西治線】

県道甘地福崎線の山崎地区から福崎駅周辺地区を通り町道駅南幹線、図書館横の高橋西治線を經由して姫路市へ至るルートです。市川町・姫路市との連絡の強化を担うため、未改修区間の整備を進めます。

【県道西田原姫路線】

福崎町中心市街地と姫路市の連絡を担い国道 312 号と並行する路線として、バイパス機能も有します。特に、田尻交差点南付近の改良に向けた取組を行います。また、広域的な景観の軸になっている銀の馬車道^{*}として景観に配慮した整備に努めます。

【県道前之庄市川線～町道西治長野線】

県道前之庄市川線～町道西治長野線は、市川町中心部と福崎町西治地区との連絡を担う圏域幹線道路で、教育拠点に位置づけられる中小企業大学校関西校エリア、神戸医療福祉大学と広域幹線道路との連絡を担っています。

高岡・福田地区で予定されているほ場整備の施行に伴い、県道前之庄市川線の一部区間で歩道を整備し、交通安全対策を行います。

【町道東大貫溝口線〔（都）西光寺高橋線〕～東西延伸ルート】

東西の工業団地から福崎南ランプへの主要アクセス道路です。工業団地と周辺市町を連絡し、県道三木穴栗線と平行する路線としてバイパス機能を有します。福崎南ランプの通行の改良や南田原地区での改良工事に努めます。

【町道大門鍛冶屋線～町道大貫山田線】

福崎町東田原地区と姫路市北部との連絡を担う圏域幹線道路です。県道三木穴栗線や中寺北条線との交差点の安全対策を行います。

③ 地域幹線道路

【県道田口福田線】

福崎町中心市街地と七種山周辺ゾーンとの連絡を担う地域幹線道路です。青少年野外センターなどへのアクセス向上などのため田口地区で道路改良工事を要望します。

【（都）福崎駅田原線】

（都）福崎駅田原線は、福崎駅を起終点とする交通を処理する路線で、駅に降り立つ人にとって本町の第一印象となるシンボルロード^{*}を形成する路線です。新たな福崎駅へのアクセス路線としての役割を担い、周辺道路の交通環境の改善が見込まれますが、今後は将来的な路線の見直しも視野に入れる必要があります。

【（都）辻川北野線】

（都）辻川北野線は、辻川界隈から国道 312 号を経由し、（都）中島井ノ口線に至る地域幹線道路です。観光ルートとしての整備を検討します。

【町道田尻辻川線】

町道田尻辻川線は、福崎北ランプから県道三木穴栗線を通じ、国道 312 号に至る地域幹線道路です。県道三木穴栗線との交差点付近の幅員が狭小であるため整備を検討します。

【町道中道線】

町道田尻辻川線～町道東大貫溝口線までを繋ぐ地域幹線道路です。昭和 50 年代から本町の中心幹線道路としての役割を担ってきました。道路両側に公共施設や店舗が建ち並んでいます。田原小学校の通学路に指定されており、今後も交通安全対策を実施します。

【福崎駅前～辻川界隈ルート】（新規路線）

平成 27 年 3 月に廃止した（都）大門福田線の代替路線として、福崎駅から町道馬田中央線を経由して、（都）中島井ノ口線や辻川界隈へ至る新たなルートの検討を行います。

【辻川界隈～県道三木穴栗線ルート】（新規路線）

平成 27 年 3 月に廃止した（都）大門福田線の代替路線として、辻川界隈から北野地区を通り、播但有料道路の下を経由して県道三木穴栗線に至る新たなルートの検討を行います。

(4) その他の道路

■ 主要区画道路

商業地及び住宅地からの交通を集約し、地域幹線道路等へ導きます。住民の日常生活の場となるため、見通しを確保するなど交通安全面、防犯面に配慮した整備を進めます。

■ 区画道路

沿道宅地へのサービスを目的とする路線として十分な幅員を確保し、住民の日常生活の場として、見通しを確保するなど交通安全面、防犯面に配慮した整備を進めます。

【その他の道路の整備方針】

道路の安全を確保するため、幅員が狭小な道路に対して水路蓋掛けなどの路肩整備を実施し、事業費の縮減を図りながら、安全対策を実施します。また、事故発生の危険性などを考慮した上での道路整備を実施します。

歩行者、特に通学児童の安全安心な通行を確保するため、歩道などの交通安全施設の整備を行います。また、交通安全施設の不具合などによる事故発生を防止するために施設点検を実施し、未然防止を図ります。

(5) 交通広場*等

駅前広場	駅前広場の整備や県道甘地福崎線の拡幅整備を行い、自家用車によるパークアンドライド*やキスアンドライド*の利便性向上を図るとともに、路線バスやコミュニティバス*の駅前への乗り入れにより、福崎駅の交通結節点機能を強化します。 路線バス等の乗り入れに合わせ、町民が利用しやすいバス路線への再編を検討します。福崎西部工業団地と福崎駅を結ぶバス運行社会実験を実施し、JR の利用促進を図ります。 また、駅周辺の民間月極駐車場のパークアンドライド*利用に対し補助する社会実験を行うことにより、町民による福崎駅の利用促進を図ります。さらに駅前広場に町民の憩いの場・賑わいの場を創出するため、都市計画決定の変更を視野に検討を行います。
福崎インターチェンジ交通広場	福崎インターチェンジには、大阪方面及び岡山方面へ発着する高速バスの停留所があり、鉄道とともに都市部への重要な公共交通機関となっています。したがって、町民の貴重な交通手段を確保する観点から路線バス等の乗り入れやアクセス道路の整備、駐車場を計画的に整備するなど利便性の向上に努めます。
道の駅	交通の安全性・快適性の向上を図るため、休憩・情報発信・地域振興の機能を併せ持つ「道の駅」の整備を県道三木穴栗線沿いで検討します。



2-2. 市街地整備

〔基本的な考え方〕

市街地の整備にあたっては、本町の持つ豊かな自然を生かした整備を基本として街区とそれを結ぶ道路や河川、公園など都市施設^{*}に配慮します。また、広報やホームページを活用して、住民意識の向上を図るとともにまちづくり活動に対する支援等を図ります。

利便性や景観などに配慮した“まちの顔”としてＪＲ福崎駅周辺整備を推進し、市街地発展を支える幹線道路体系を整備することにより、市川東西を一体化したまちづくりを進めます。なお、一定規模以上の民間開発については、今後は住民説明会の実施の指導を行うなどの開発調整条例^{*}を制定し、より良い環境の形成に努めます。

① ＪＲ福崎駅周辺地区の整備

ＪＲ福崎駅周辺地区は、駅前広場、駐車場及び県道地福崎線の拡幅整備やバス路線網の再編等により交通結節点機能を強化し町の玄関口として整備します。駅前広場にはモニュメント^{*}や雨にぬれずにバス・タクシーから電車に乗り換えができるシェルター^{*}と観光交流センターを整備するとともに、町民が憩える賑わいのある場所として整備します。さらに、駅利用者の利便性向上を図るため、駅舎の橋上化や自由通路^{*}の設置など駅東西の一体的な整備を検討します。また、駅周辺には商業施設を誘導し、町民の利便性とまちの活力の向上を図ります。

② 辻川界隈の整備

柳田國男生家や県指定文化財三木家住宅などの地域資源が集積する辻川界隈については、福崎駅周辺との連携を図りながら文化・観光拠点として整備します。旧辻川郵便局は、移築し、観光交流・地域交流の場として整備します。また、古民家再生などの支援も行い、観光者が回遊できるレトロな空間としてまちなみを整備します。

③ 工業団地の拡張

中国縦貫自動車道南側の東西２か所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地と福崎町東部工業団地を工業集積地として位置づけ、これまで優良企業の誘致を進めてきました。工業団地はすべて完売しているため、工業団地の拡張をめざすとともに、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。

④ 住環境整備^{*}の推進

駅前、新町地区の防災再開発促進地区^{*}では、住民の合意形成を図りながら防災上危険な木造老朽家屋の建て替えを促進し、安全安心なまちづくりを推進します。また、商店街の空き店舗対策など地域活性化にむけた取り組みを行います。

市街化区域内の農地や低未利用地^{*}の多い北野地区、田尻地区や駅西地区、馬田・山崎地区、新町地区では、農地の計画的な市街化と市街地に残された緑地^{*}等の保全を考慮した面的整備^{*}を検討し、防災面や都市景観の向上に努めます。

⑤ 沿道利用の促進

福崎インターチェンジ周辺や地域幹線沿道等の新興市街地では、用途地域*や地区計画*などによる規制・誘導を適切に行い、民間活力を有効に利用しつつ、良好なまちなみの形成を図るものとします。

町道中島井ノ口線沿いで市街地拡大を図ろうとする区域においては、地区計画*などを活用した良好なまちづくりへの誘導を進めます。

⑥ 都市景観の形成

来訪者に誇れるまちづくりを進めていくために、辻川界隈をはじめ町内に現存する歴史的建築物や歴史景観の保全を図るために地区計画制度*の導入を検討し、魅力ある景観形成を図ります。

また、兵庫県屋外広告物条例に基づき広告物の適正な管理を行うとともに、是正指導やはり紙や立看板等の違反広告物の除却を行い、良好な広告景観の形成を図ります。

公共サインについては、統一感があり外国人旅行者にも分かりやすい標識などの整備を検討します。

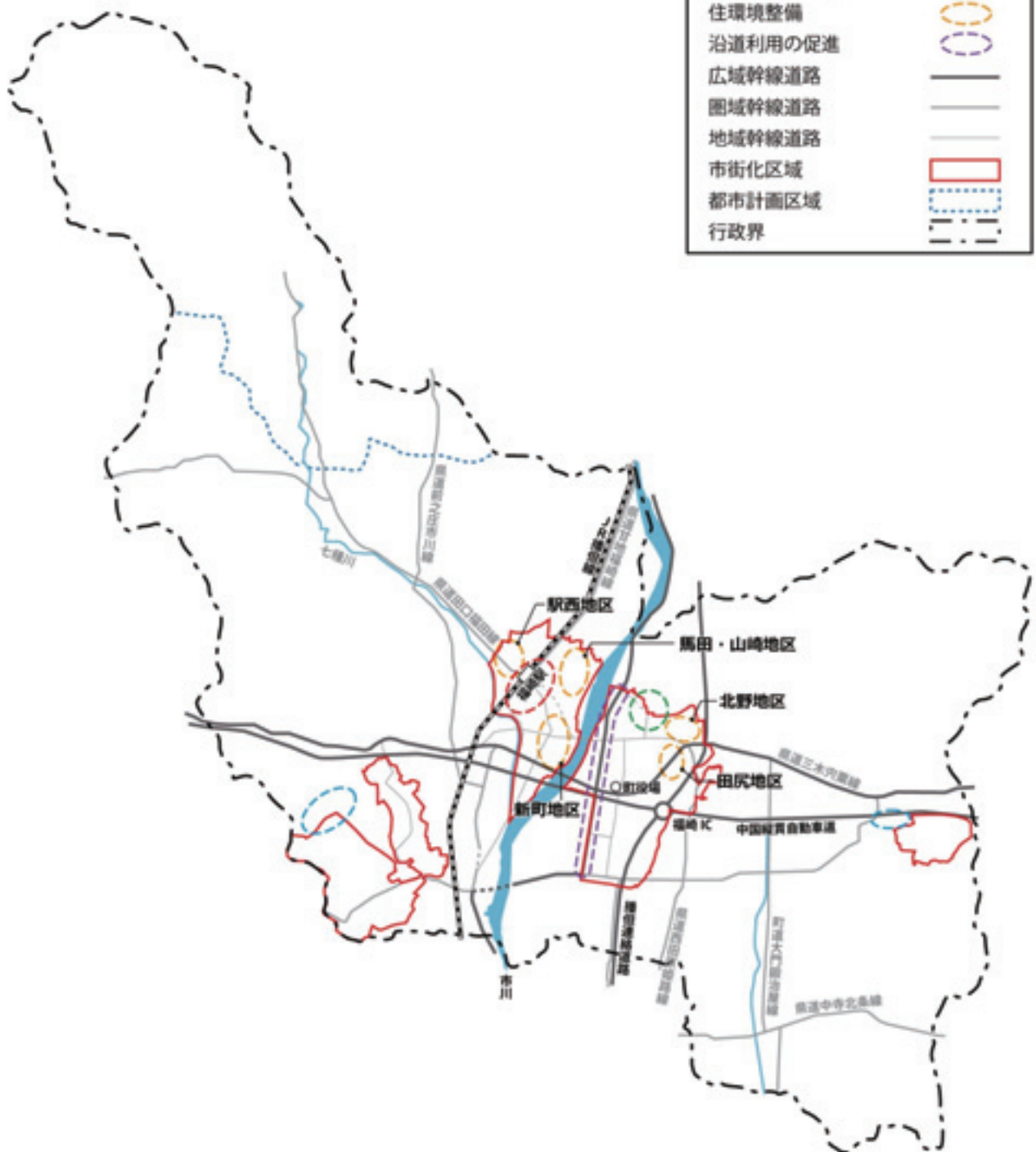
地域の良好な景観形成に取り組んでいる団体等の活動の支援を検討し、町民による自主的な景観まちづくり活動を促進します。

⑦ 開発調整条例*の制定

一定規模以上の開発について、町、開発事業者及び町民の相互の理解と協力を促進し、適正な土地利用と良好な地域環境の形成を目指すため、開発調整条例*を制定します。

凡 例

JR 福岡駅周辺地区の整備	
辻川界隈の整備	
工業団地の拡張	
住環境整備	
沿道利用の促進	
広域幹線道路	
圏域幹線道路	
地域幹線道路	
市街化区域	
都市計画区域	
行政界	

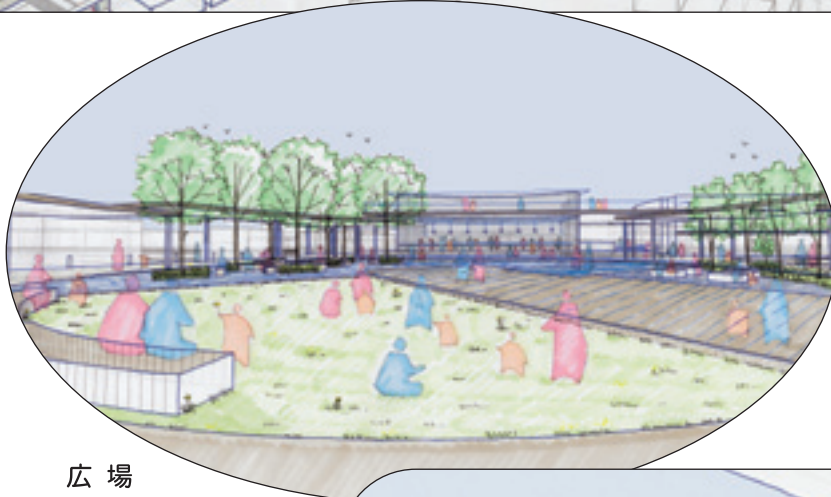
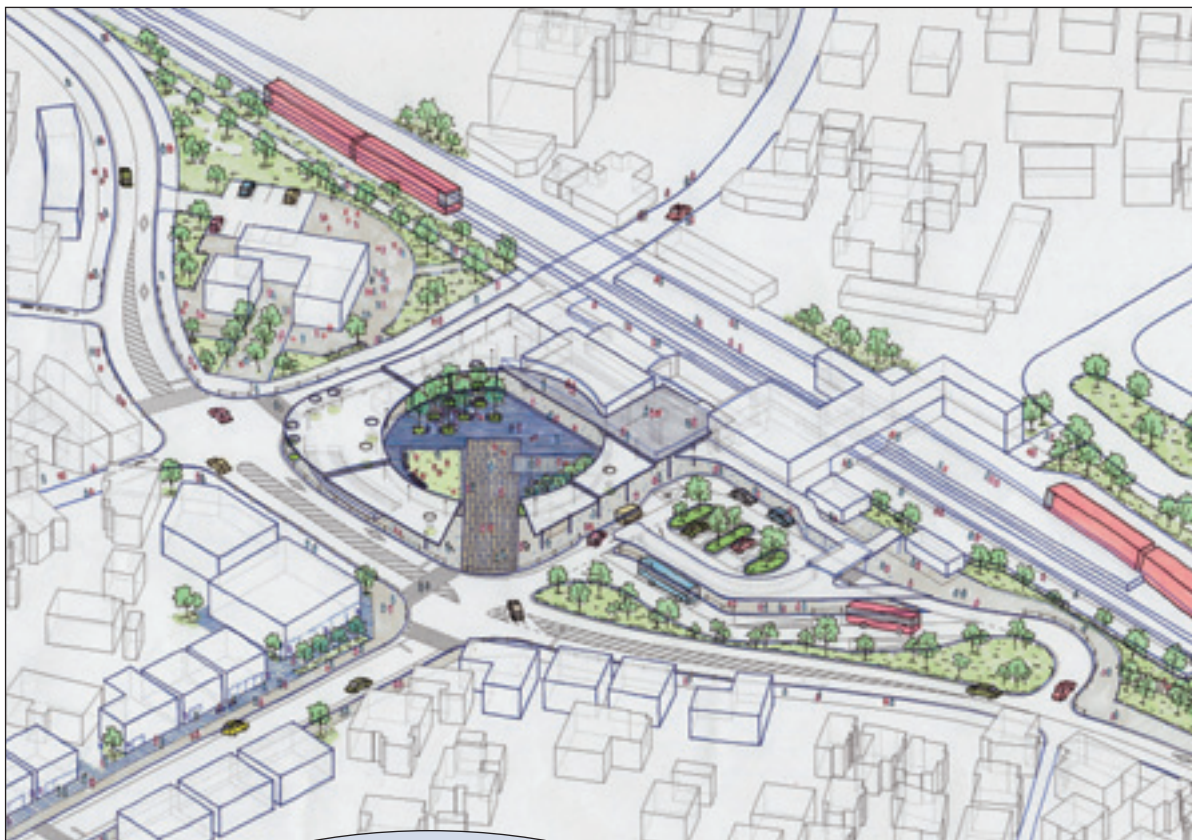


市街地整備方針図

0 500 1000 2000 米



〔駅前イメージパース〕



広 場



ロータリー

2-3. 公園・緑地*

〔基本的な考え方〕

公園・緑地*は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担うとともに、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地としての機能を有しています。

そのため、緑の基本計画*をもとに、計画的な公園の整備・拡充や緑地*の保全を推進します。

具体的には、健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の維持管理や緑化が住民参加により進むよう支援するとともに、春日山などの自然を保全した公園の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。

① 公園・緑地*の整備・拡充等

「福崎町緑の基本計画」をもとに、公園などの整備・拡充や河川敷などの緑地*の保全を推進するとともに、公園の安全性を確保し、長寿命化を図るため、遊具、フェンスなど公園施設の計画的な改修・修繕を行います。

また、防犯面では公園の設置位置などに配慮するとともに、すべての人々に対応したユニバーサル社会*づくりを進め、県民まちなみ緑化事業*や地域づくり事業*を活用した住民参加型の緑化推進を進め地域コミュニティ*の醸成を図ります。

都市公園*のバリアフリー化*、駐車場の整備、一部のふれあい広場のトイレ水洗化など、利便性の向上に努めます。また災害時の避難場所公園について、災害時利用マニュアル*の作成とその普及を図ります。

住民や企業との連携による公園の管理・運営方策について検討するとともに、公園ボランティアの育成などを行います。

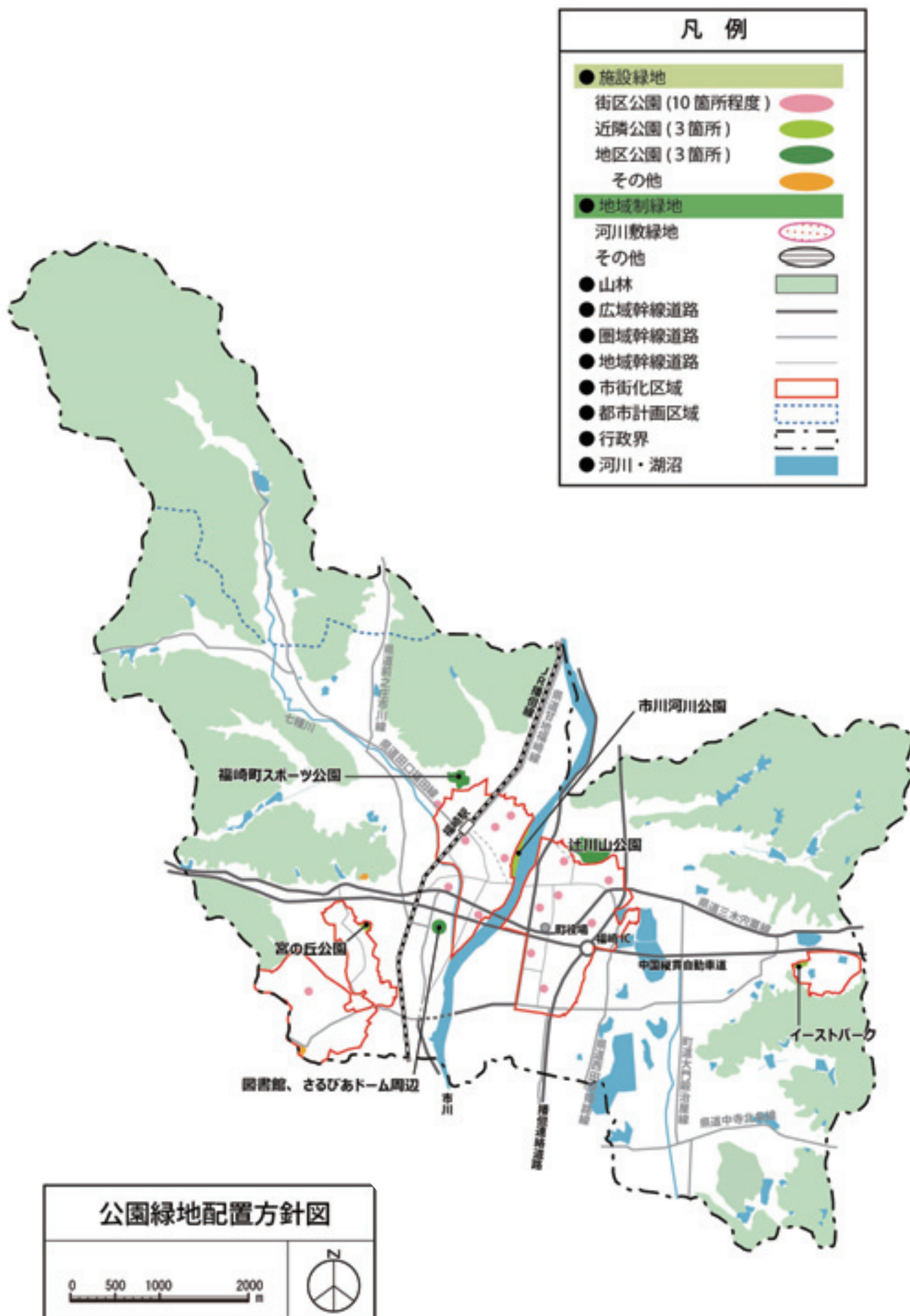
また、辻川山については、周辺全体を観光拠点として整備し、交流の地域づくりを進めます。

② 緑化の推進

住民の緑化意識を高揚するための啓発を行うとともに、花いっぱい運動*の拡充などにより緑化を推進します。

身近な公園や広場のみどりだけでなく、森林や河川・水路等の自然や歴史的資源を活用した特色ある緑化を推進します。

国・県などの緑化に関する補助事業について、広報誌に掲載するなど積極的にPRを行い、活用を促します。また公共施設の敷地内や道路、河川などの公共空間の緑化や企業敷地や個人敷地の緑化を促進します。



2-4. 河川

【基本的な考え方】

近年の激しい集中豪雨や台風などによる河川災害の防除のため、未改修区間が多い市街地内を流れる市川、七種川及び雲津川においては、河積の狭小な箇所を順次整備するよう要望していきます。平田川については、未改修箇所の定期的な浚渫を要望します。また、水路についても改修及び整備を図っていきます。いずれにおいても、親水空間^{*}としての整備を考慮し、多自然型工法等の導入を検討します。

阪神・淡路大震災では、河川のオープンスペース^{*}としての機能、延焼遮断、避難空間、救援活動空間とともに、消防用水等の非常用水としての活用がなされており、日常だけでなく非常時をも考慮した河川整備を図ります。

① 河川整備の促進

市川をはじめとする二級河川^{*}は、河川改修事業を県に要望するとともに関係市町と連携し、流域全体で自然環境に配慮した整備を促進します。また、普通河川については、未改修部分の改修を進めるとともに浸水対策の一環として下水道の雨水事業により整備を図ります。

② 親水空間^{*}の整備

河川は水害の防止だけでなく、やすらぎの空間・住民が親しめるオープンスペース^{*}として活用できるよう整備を推進します。

③ 多自然型護岸整備の推進

動植物の生態系に配慮した工法の検討・推進を図ります。

2-5. 住宅

〔基本的な考え方〕

今後も住みたくなるまちとして発展していくためには、多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりや空き家対策を実施し、生活環境の充実を図る必要があります。

新たな道路整備により開発の可能性が高まる地域については、活力のあるまちづくりを推進するため、狭隘部の解消や隅切の取得を行うなど、民間開発を適切に誘導し、定住人口の確保に努めます。

市街化調整区域^{*}の住宅地については、特別指定区域制度^{*}を活用し、既存集落地区の良好な居住環境の維持・形成に配慮します。

また老朽化した町営住宅の建て替えについては、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替を推進します。

① 良好な住環境の形成

良好な住環境の形成を図るため、地区計画^{*}の活用を検討します。また、住宅に困窮する低額所得者のために、良質な住宅を供給するため、町営住宅の計画的な整備を進めます。

市街化調整区域^{*}については、特別指定区域の活用を図り、有効な土地利用を促進します。特に人口減少への危機感の強い地域では、積極的に新規居住区域の指定を促進します。

② 環境や人に優しく、安全に長く住み続けられる住まいづくり

高齢化対応や省エネルギー化、耐震化などの住宅整備を促進するとともに、子育て世帯や高齢者世帯などの多様な住宅ニーズに対応するため、民間事業者と協力しながら住宅市場の活性化を進めます。

高齢者や障がい者の安全・安心な住環境づくりの促進を図るとともに周辺住宅と調和がとれ、環境に配慮した住まいづくりの推進に努めます。

新耐震基準以前に建築された一般住宅等については、広報やホームページなど様々な媒体を活用して耐震診断及び耐震改修の必要性を広く住民等に啓発及び周知し、補助制度の積極的な活用を促します。

③ 空き家対策

空き家の増加は、地域コミュニティ^{*}の希薄化や地域活力の低下を招き、また、放置すれば周辺生活環境や安全性を悪化させるため、空き家解消に向けたストック活用が大きな課題となっています。

そのためにもまずは定期的に空き家の戸数、管理状況等や周囲への影響など、実態を調査するとともに、空き家を適正管理するための条例などを制定し、福崎町空家等審議会を設置し、特定空き家対策として対応を検討し、危険家屋の取り壊しを促し、安全安心なまちづくりを推進します。

また、空き家の利活用を図るため空き家バンク^{*}や古民家再生、空家再生等推進事業^{*}を推進し、地域再生計画^{*}の策定にも取り組みながら、空き家活用を図ります。

2-6. 上水道・下水道

〔基本的な考え方〕

快適な生活環境の形成に向けた計画的な上水道・下水道事業の推進を図ります。

上水道は、安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営を目指します。また、長期的な需要に見合う水源の確保に努めるとともに水道施設の計画的な維持更新を行います。

下水道については、現在稼働しているコミュニティプラント^{*}及び農業集落排水が、修繕や改築等の維持管理費の増大による下水道経営の圧迫が懸念されるなか、施設の効率的な運営を図るため、公共下水道への施設統合に向けた検討を進めるとともに、汚水流入量の増加にともなう福崎浄化センター水処理施設の増設について検討します。

雨水排水対策については、雨水計画の見直しを進めるとともに中播磨地域総合治水推進計画^{*}に基づく排水施設、貯水施設等の整備により浸水地区の解消に努めます。

2-6-1. 上水道

① 安定した水道水の供給

安定した水道水を供給するため十分な水源を確保し、送配水施設の耐震化を行います。水の安全性を高めるために、水質の高度化を図ります。また災害への備えを強化するため水道施設更新計画に基づく配水池等の整備を推進するとともに、兵庫県水道用水の計画的な購入を行い、災害連携に努めます。

② 水道施設の充実

取水の安定を図るための自己水源の保全と確保、また震災時における応急給水拠点での給水確保を図るためには、主要な送配水設備の耐震化が急務であることから水道施設更新計画に基づく施設の更新を進めます。

③ 健全経営の推進

水道事業は、水道料金により事業を運営する独立採算の企業として、常に経済性を発揮し、合理的かつ能率的な経営を行います。このため、企業意識を徹底し、事業経営の在り方を絶えず見直していくことにより、更なる経営の効率化や経営コストの低減に取り組みます。

また固定資産台帳^{*}の整備や財政計画を策定するとともに、事務の効率化や漏水防止対策による有収率向上に取り組みます。

2-6-2. 下水道

① 施設整備事業の推進

環境衛生の向上と浸水対策や公共用水の水質保全を図るため、今後も福崎町下水道基本計画をもとに、公共下水道の計画的な維持を推進します。

他地域においては、農業集落排水事業、コミュニティプラント*及び合併処理浄化槽設置事業の活用により、居住環境や公衆衛生の向上及び浸水の防止を進めます。

「福崎町公共下水道事業長期財政計画」の見直しを行い、コミュニティプラント*施設の公共下水道への接続を推進するとともに、長期的には農業集落排水処理施設の統合時期などの検討を行います。なお、区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。

また、川すそ雨水幹線事業の早期完成に取り組むとともに、現在の雨水排水計画を道路整備計画等と整合を図るなど、実現性の高い計画に見直すことで、浸水被害が予想される地域の早期事業化に努めます。ＪＲ福崎駅周辺では駅東雨水幹線事業の早期事業化に取り組むとともに直谷第２雨水幹線について整備を検討します。

② 事業参加・普及の促進

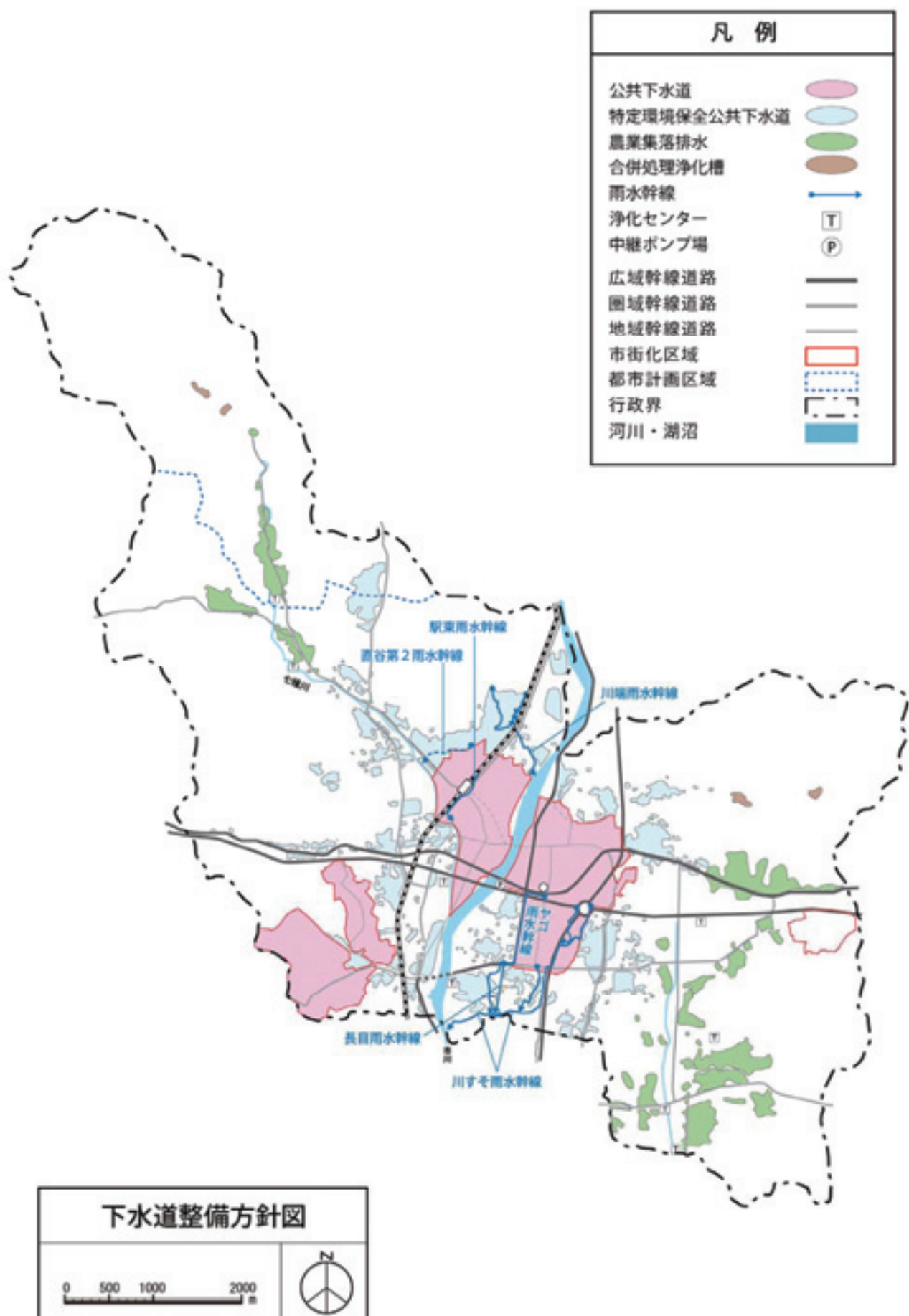
汚水処理は、住宅地周辺の生活環境の改善を図るとともに海や河川の水質保全・改善を図ります。早期に下水道に接続する必要性を啓発するとともに、接続に必要な助成・融資制度も活用し接続率の向上を図る必要があります。そのため未接続者に対する要因の把握・分析を行うとともに、町広報、パンフレットの配布、出前講座などを通じて、下水道接続の必要性について認識を高めるためのＰＲを行います。

③ 施設管理運営事業

施設の管理運営にあたっては、耐用年数を考慮した長期的な視点にたった収支見通しに基づき、具体的な取り組みを実施するための中期計画を立てながら事業を推進します。そのため、接続率の向上を図り、使用料収入を確保するとともに事業の効率化に努め、下水道会計の健全化を推進します。また、浄化センターや下水道管の清掃など適正な維持管理を行い、下水道処理施設に流入する不明水の原因究明に努め、不明水対策を講じます。

■ 生活排水処理計画

区 分	地 名
公共下水道 (特定環境保全公共下水道を含む)	下記以外の地区（ただし、東部工業団地は含まない）
農業集落排水	板坂、田口、鍛冶屋、余田、庄・小倉、 大貫（南大貫、東大貫、西大貫）
個別処理排水	亀坪



【福崎浄化センター周辺】



福崎浄化センター



福田水源地

2-7. その他処理施設

【基本的な考え方】

快適な生活環境を支えるごみ処理施設等の処理施設は、循環型社会の形成には不可欠であり、各施設の適正な管理を図り、引き続き住環境の向上を目指します。

ごみ処理については、くれさかクリーンセンターにおいて、し尿処理については、中播衛生センターにおいて、効率的に処理を行っていきます。火葬場については、姫路福崎斎苑（こうふく苑）の適正な維持管理に努めます。

① ごみ処理施設

ごみ処理場については、くれさかクリーンセンターが平成 8 年 4 月から稼働し、既に 20 年経過していますが、大規模な改修は行わず、焼却施設については平成 32 年度頃まで使用することとしています。これからも、ごみの減量化、再使用、再資源化をより一層推進するとともに、今後のごみ処理のあり方について、広域的な観点から検討します。

② し尿処理施設

し尿処理施設については、中播衛生センターが昭和 50 年に稼働し、平成 8 年には新方式による処理施設に更新しました。また、平成 24 年に処理対象物の質的・量的変化等に対応するため改良工事を実施しました。

今後は、処理区域内の公共下水道などが徐々に整備されることにともない投入量は減少しますが、処理施設の維持管理を図り施設運営と処理の効率化を目指します。

③ 火葬場

火葬場については、姫路福崎斎苑（こうふく苑）が昭和 57 年に都市計画決定*（福崎町・旧香寺町決定）され稼働しています。今後は構成市町である姫路市と連携し、施設の保全、長寿命化に努めます。

墓地については、「墓地需要調査」から墓地需要を算定し、当面は既存の集落墓地及び宗教墓地で対応することとし、新規の墓地経営は認めません。

2-8. 公共施設等

[基本的な考え方]

本町では、福崎町役場を中心とした官公署施設や学校などの教育施設に加え、福祉施設や柳田國男・松岡家記念館や図書館等の文化施設、サルビア会館、八千種研修センター等のコミュニティ施設、エルデホール、さるびあドーム等の社会教育、体育施設や福田水源地、福崎浄化センター等の供給・処理施設など多くの公共施設を有しています。各施設は、今後大規模改修や更新の必要性が生じます。人口減少社会に対応するために各施設の公的な必要性を十分に考慮し、公共施設等総合管理計画を策定し、適切な維持管理を推進します。

また立地適正化計画^{*}と整合させた公共施設の配置や民間活力の活用を検討します。

① 公共施設等総合管理計画^{*}の策定

本町が有する公共施設等の資産の管理を行うため、設置年や建築面積などのデータを整理、収集し、固定資産台帳^{*}を整備します。併せて公共施設等の維持管理・更新等についての中長期的な経費や財源の見込みを把握し、施設全体の管理に関して基本的な方針を定める公共施設等総合管理計画^{*}を平成 28 年度に策定します。公共施設等総合管理計画^{*}で修繕の優先順位を定めるとともに町民との情報・問題意識の共有を行います。

② 立地適正化計画^{*}との整合

立地適正化計画^{*}の中で、ＪＲ福崎駅周辺及び福崎ＩＣ周辺を都市機能誘導区域^{*}に定め、公共サービス・医療・福祉・商業等の機能を緩やかに誘導します。更にＪＲ福崎駅周辺では、姫路市との連携を図りながら連携生活拠点区域^{*}を定め、町有地などの公的不動産の有効活用等により生活に必要な都市機能の誘導施設を民間事業者が整備する際に支援を検討します。

3. まちの活力

3-1. 観光

【基本的な考え方】

町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店などの短期滞在型の観光資源が点在しています。それらをつなぐ観光ルートの整備を進め近年急増している訪日外国人向けの対策も視野に入れ、観光客の回遊性向上に寄与するとともに、既存資源の魅力の再発見と新しい視点での観光ルートの設定を行います。また地域住民による地域の活力向上に取り組むことにより観光客の受け入れ体制の充実を図り、これまで以上の観光客入込数を目指します。

① 観光ルート整備

歴史文化資源の活用核である辻川界限は、現在保存修理工事中の県指定文化財の三木家住宅を中心に、柳田國男生家や旧神崎郡役所（歴史民俗資料館）、岸上大作の望郷の丘や特産館「もちむぎのやかた」など多くの観光施設が集積しているため、これらを巡る観光ルートを設定し、案内版の多言語対応を進めるなど回遊性の向上を図ります。

また、交通の利便性を生かし、播磨中枢都市圏や銀の馬車道^{*}の取り組みなど市町を超えた広域観光連携を強化します。

播磨國風土記^{*}にゆかりのある七種山周辺や神前山、春日山周辺の登山道や看板などの整備を進めます。また、ボランティア団体などと連携しながら新たな登山道の整備を進めます。さらに、自然の観光資源として、大倉山、大師山の整備を進めます。

② 観光拠点の整備

辻川界限、七種の滝を中心とした七種山周辺、春日山周辺を観光拠点としての整備・充実を図ります。

また、福崎駅周辺整備を推進し、本町の玄関口としての機能を強化するため、来訪者をおもてなしする観光交流センターを設置します。駅前広場については、町民の憩いの場としての整備を行います。

旧辻川郵便局の観光案内拠点としての活用などを検討するとともに、道の駅の整備を検討し、もてなしの体制を充実させます。

福崎駅にレンタサイクル^{*}を配置するなど各観光拠点への移動手段の確保に努めます。また、交通の利便性を生かし、銀の馬車道^{*}の取り組みなど市町を超えた広域観光連携を強化します。

【辻川界隈 拡大図】

観光ルートの設定（回遊性の向上）

望海の丘

北野天満神社

柳田國男記念館

柳田國男生家

辻川山公園

もうむぎのやがた

大庄屋三木家住宅

旧辻川郵便局

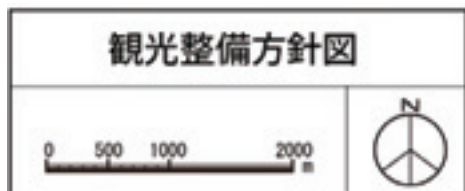
鈴ノ森神社

柳田國男記念館

柳田國男生家

柳田國男記念館

柳田國男生家



4. まちの安全・安心

4-1. 防災・減災

〔基本的な考え方〕

防災骨格づくりとして防災ネットワーク*を形成するとともに、災害危険個所に対し山地災害対策*、急傾斜地崩壊対策及び浸水対策などの改修整備、市街地内の住環境の改善等を進めながら、日常的な住民自らの防災意識の向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるよう対策を進め、自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行うとともに、関係機関と連携した防災体制を確立します。

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の防災性向上を図るため、防災構造化や住民の防災意識向上を推進します。そのため定期的なハザードマップ*の更新を行い、自治会の防災訓練の支援を積極的に行います。

① 防災ネットワーク*の形成

本町の防災骨格づくりを進めるため、兵庫県防災都市計画マスタープラン（播磨地域版）において示された配置の考え方を踏襲し、以下の機能・役割を担う都市の防災施設の体系的な整備を進めます。

広域防災 拠点	広域的な救援・救護、復旧活動の拠点として、災害時に県災害対策地方本部の機能を補完し、被災地の外からの救援・復旧のための物資や自衛隊、ボランティア等の要員の集散拠点となるとともに、緊急物資や復旧資機材を備蓄・保管します。県全体で 19 か所が位置づけられており、中播磨地域では手柄山公園と市川町スポーツセンターが指定されています。
地域防災 拠点	本町の救援・復旧活動の拠点として、他の地域や広域防災拠点から派遣される要員・緊急物資を受け入れ、それらや関連情報を一元化した後、コミュニティ防災拠点*に系統的に輸送するための中核となります。また、救援・復旧活動と避難活動の分離に配慮しつつ、被災住民の広域避難地となります。本町の地域防災拠点は役場・町民第 2 グランド・町民第 3 グランド（さるびあドーム）を設定し、整備を図ります。さらに、幹線道路の整備等により広域防災拠点とのアクセス強化を図ります。平成 28 年度には、第 1 体育館の耐震補強工事及び隣接用地の駐車場及び防災倉庫の整備を行います。
コミュニティ 防災拠点*	日常の生活を通じて形成された身近な地域社会における地区住民の避難地及び防災活動の拠点として、被災時に住民の避難活動と救援活動の接点となります。本町では小学校をコミュニティ防災拠点*と設定し、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図ります。さらに、地域防災拠点とのアクセスを幹線道路等の整備により強化を図るとともに、コミュニティ防災拠点*への避難路の必要幅員の確保に努め、その安全性、防災性の向上を図ります。
防災備蓄 倉庫	防災拠点として県道三木穴栗線沿道の大貫地区に第 1 防災備蓄倉庫、高岡地区には第 2 防災備蓄倉庫を整備しています。また第 3 グランドの倉庫は防災機能を有しています。さらに平成 28 年度には第 1 体育館東側で（仮）第 3 防災備蓄倉庫を整備する計画です。

② 山地災害対策^{*}等の推進

土石流、急傾斜地にかかる危険地域の実態把握に努め、県と連携して砂防・治山・急傾斜地対策事業などを推進するとともに、防災マップなどを活用した住民への周知に努めます。

③ 浸水対策の推進

近年の頻発する集中豪雨や局地的大雨に対し、県が制定した「総合治水条例」に則り、河川・下水道対策、流域対策（雨水の流出を抑制）、減災^{*}対策（浸水時の被害を軽減）を推進します。

河川では、堆積土砂の浚渫を行い、流下能力の向上を図るとともに、河川内の雑木伐採などを行い、河川環境の美化に努めます。

ため池では、一斉点検の結果（桜）上池、三谷池、直谷池が重点整備防災ため池に指定され逐次改修を行います。定期的な点検の実施、ため池管理者に対して適正な維持管理の啓発に努めます。また、豪雨災害の減災^{*}措置として、事前放流による調整機能を活用します。

浸水対策として、雨水排水事業の推進を図るとともに、学校の校庭や公共施設を活用した雨水貯留対策や田んぼダムセキ板^{*}を活用した水田での一時貯留による減災^{*}対策について検討を進めます。

④ 旧市街地の住環境の改善

福崎駅周辺をはじめとする古くからの市街地には、老朽化の進んだ木造建築物が密集していることから、緊急車両の進入に支障を来す地区が存在し、市街地の改善が必要です。

整備にあたっては、ＪＲ福崎駅周辺整備や土地区画整理事業^{*}等の面的整備^{*}を中心とした総合的な

整備が理想ですが、財政的にも非常に困難なので、段階的な空地の確保やセットバックを進めることにより徐々に住環境の改善を図ります。

⑤ オープンスペース^{*}の確保

公共空間である公園・緑地^{*}、河川等のオープンスペース^{*}は、災害時の被害の拡大を食い止めるとともに、避難場所、災害時の活動場所等、多様な活用が期待されます。防災の観点からの施設配置の検討や適切な維持管理を行い災害時にも有効なオープンスペース^{*}の整備を進めます。

道路や公園等のオープンスペース^{*}を積極的に配置し、延焼などの２次災害を最小限にとどめるとともに有事の際、資機材確保等の有効活用を図ります。

池、河川などは、消火のための水の供給とともに緑地帯として延焼の遮断にも有効で適正な維持管理に努めます。

⑥ ライフライン*の強化

住民生活にとって欠くことのできないライフライン*について、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した供給を確保するため、関連機関と連携を図りさまざまな対策を講じます。

水道については、主要な送配水施設の耐震化と管路の更新、防災訓練の実施などにより安定した水供給を実施します。

電気についても災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体のまひを防ぎ、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備を進めるとともに、災害時の通行障害となる電柱の倒壊等を回避し、通信手段の確保を図るための防災対策を実施します。

⑦ 防災体制の強化

ホームページや広報誌等により防災情報の提供を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、応急手当、救命講習等を開催し、住民救護者の養成に努めます。

また、地域防災計画に基づき、行政と防災関係機関、住民などによる防災体制を確立し、自主防災組織の連携強化と地域防災力の向上を図ります。

避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。

防災備蓄品の整備拡充を行います。

町、関係機関、各種団体などと連携した防災訓練を実施します。

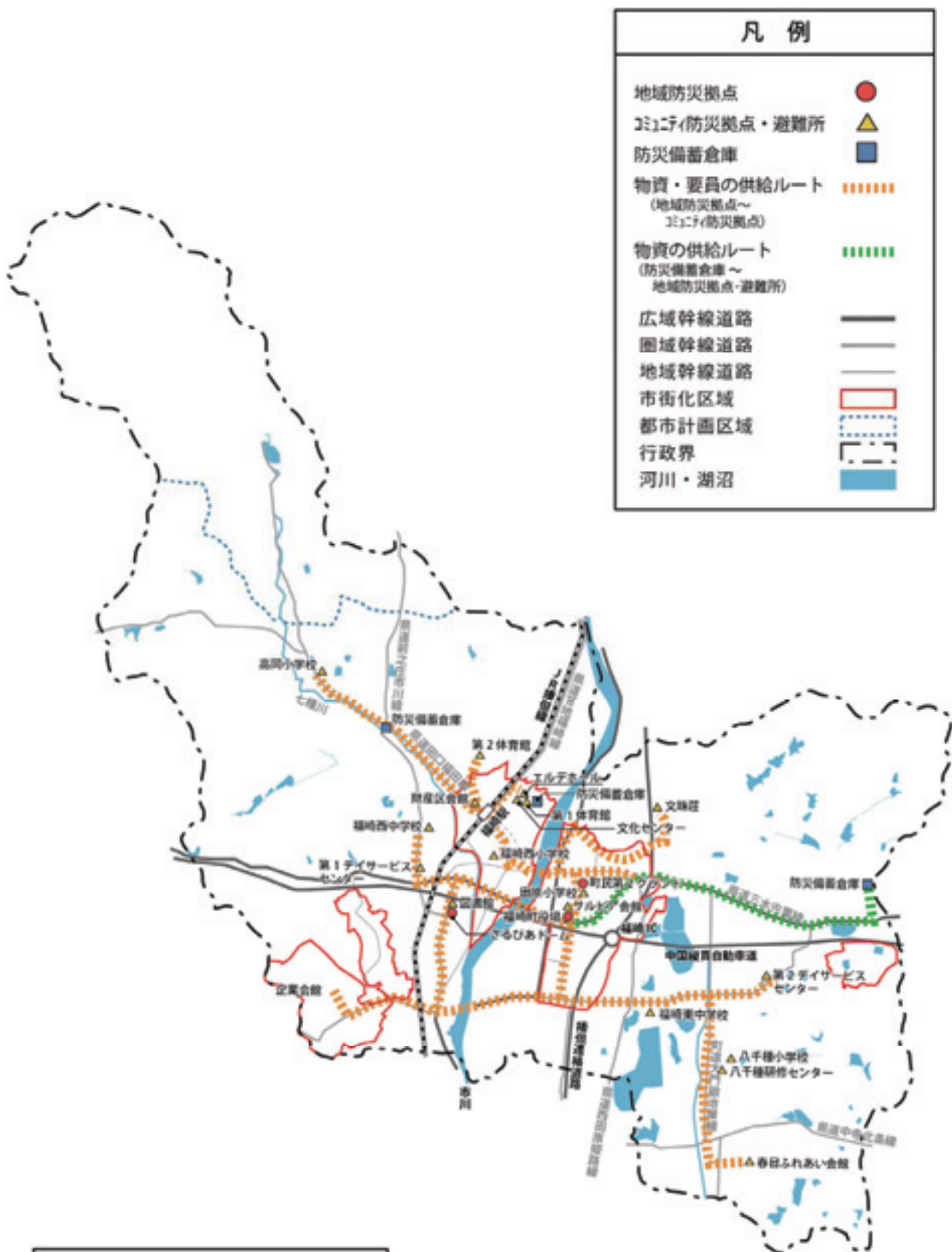
職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。

町内量販店と災害時応援協定を締結し、食料品、日用品の優先供給に努めます。

「エリアメール*」、「ふくさき防災ネット*」、「まちナビ*」など様々なツールを活用して、迅速な防災情報の発信に努めます。

地域防災の担い手*である自主防災組織などのリーダーの育成を支援します。

広報やホームページなどを活用して防災・減災*に関する情報提供を行います。



4-2.ユニバーサル社会^{*}への対応

〔基本的な考え方〕

少子高齢化社会に対応し、地域の活力を維持・発展していくために、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを進めます。

公共の場では、段差解消や誘導ブロックの設置など「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例^{*}」に基づいた施設整備を進めます。

① JR 福崎駅周辺

J R 福崎駅周辺地区は、町の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進していく地域であることから、すべての人が住みやすく、訪れやすいまちとしてユニバーサル社会^{*}を実現するための意識づくり・しくみづくり・基盤づくりを推進します。

② 福祉のまちづくりの推進

兵庫県において全国に先駆けて制定した「福祉のまちづくり条例」にもとづき、高齢者や障害のある人の利用に配慮した整備をもとに、今後はさらに、より安全で便利、快適に活動し移動できる質の高いまちづくりを進めるとともに、良好な地域コミュニティ^{*}の形成、保健・医療・福祉機能が連携したケアのしくみづくりなども組み込んだ福祉のまちづくりを一層推進します。

また、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮した住宅の改修に対して相談や費用の助成を行います。

